

Q 身元保証書の提出を採用条件とすることができるか

A 「身元保証書」の提出は、労働者に法的に義務付けられたものではありませんので、入社する側としては提出しないこともできますが、企業側にも採用の自由があります。

したがって、「身元保証書」を提出しないことを理由として採用を拒否することもできます。

裁判例でも、身元保証書の提出を採用条件としているのに、これを提出しなかった従業員を解雇した事案で、提出しなかったことに従業員としての適格性に重大な疑義を抱かせる背信行為と判断して適法と判断したものもあります（「シティズ事件」平 11.12.16 東京地裁判決）。

身元保証書の提出を採用条件とすることがすべて違法ではないというわけではありませんが、その会社の業態や取り扱っている商品によって、身元保証書の提出の要否が判断されることとなるといえます。